七　自動試験機能を有するものにあっては、自動試験機能付という文字 八　連動型住宅用防災警報器にあっては、連動型という文字 九　連動型住宅用防災警報器のうち、無線設備を有するものにあっては、無線式という文字 十　電源に電池を用いるものにあっては、電池の種類及び電圧 十一　イオン化式住宅用防災警報器にあっては、次に掲げる事項 イ　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十二条の五第一項に規定する特定認証機器である旨の表示 ［ロ　略］ ［十二・十三　略］ ［2　略］	七　自動試験機能を有するものにあつては、自動試験機能付という文字 八　連動型住宅用防災警報器にあつては、連動型という文字 九　連動型住宅用防災警報器のうち、無線設備を有するものにあつては、無線式という文字 十　電源に電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧 十一　イオン化式住宅用防災警報器にあつては、次に掲げる事項 イ　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十二条の五第一項に規定する特定認証機器である旨の表示 ［ロ　同上］ ［十二・十三　同上］ ［2　同上］

附　則

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年９月１日）から施行する。

○総務省令第三十六号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月三十日

総務大臣　石田　真敏

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～173　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～173　同上］

174　法別表第一の百二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十五条第二項から第四項までの交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第九項の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［三　略］ ［175・176　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	174　法別表第一の百二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十五条第二項から第四項までの交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第九項の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［三　同上］ ［175・176　同上］

附　則

この省令は、令和元年９月１日から施行する。

○環境省令第四号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の施行に伴い、及び南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第十六条第一号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月三十日

環境大臣臨時代理

国務大臣　鈴木　俊一

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（処分が禁止される放射性物質） **第二十一条の二**　令第二条第一号の環境省令で定めるものは、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九	（処分が禁止される放射性物質） **第二十一条の二**　令第二条第一号の環境省令で定めるものは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行